

新潟県周産期医療協議会開催要綱

(設置)

第1 本県の実情に応じた周産期医療体制について協議するため、新潟県周産期医療協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(協議事項)

第2 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 新潟県周産期医療体制整備計画の推進及び進行管理に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた周産期医療体制の整備に関する事項
- (3) その他周産期医療対策に関し必要な事項

(構成)

第3 協議会の委員は、次の者で構成し、年度ごとに福祉保健部長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 周産期医療関係者
- (3) 医療関係団体の代表者
- (4) 救急関係者
- (5) 行政関係者

(会長)

第4 協議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、協議会の進行及び総括を行う。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行する。

(関係者の出席)

第5 会長は、必要があるときは議事に関係のある者に対し、出席を求め意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6 協議会の庶務は、福祉保健部健康対策課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については委員の協議の上、定める。

この要綱は、平成15年9月3日から施行する。

この要綱は、平成23年2月21日から適用する。